

抜 粋

## 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

平成25年 8 月  
(令和 3 年 5 月改定)  
内閣府 (防災担当)

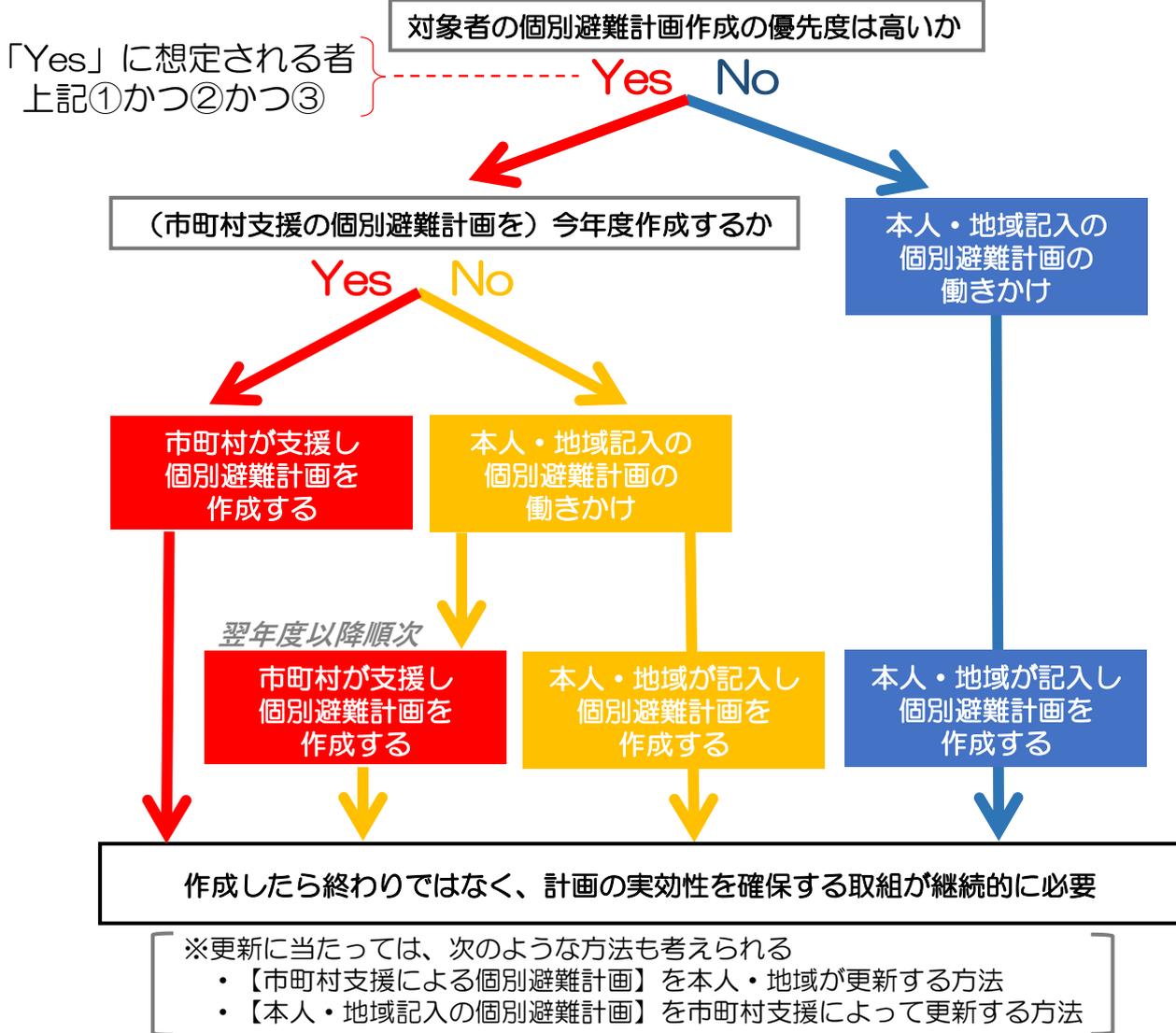
# 優先度を踏まえた個別避難計画作成の流れ（例）

## 計画作成の優先度に関する考え方

個別避難計画は、優先度が高い避難行動要支援者から作成することが適当  
<考慮すべきポイント>

- ① 地域におけるハザードの状況（洪水・津波・土砂災害等の危険度の想定）
- ② 避難行動要支援者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
- ③ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

令和3年改正法施行後からおおむね5年程度で優先度が高い方の計画作成が完了するように、本年度から作成を始める



## 【市町村が支援】 【本人・地域が記入】の個別避難計画

- 市区町村の限られた体制の中でできるだけ早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるようにするためには、市町村が作成する個別避難計画として、
  - ①市町村が優先的に支援する計画づくりと並行して、
  - ②本人や、本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織が記入する計画（本人・地域記入の個別避難計画）づくりを進めることが適当である。
- 本人・地域記入の個別避難計画も必要な内容の計画とすることができ、市町村支援か本人・地域記入かは個別避難計画の内容の優劣を示すものではないことに留意。

# 個別避難計画作成の段取りに係る考え方（例）

## 計画作成の優先度を以下の3つのポイントで判断する

- ① 地域におけるハザードの状況（洪水・津波・土砂災害等の危険度の想定）
  - ・ 河川：浸水想定区域など（「浸水深が●m以上」や「建物倒壊が予想される」地域など自治体の状況・実情に応じ設定）
  - ・ 海岸・河川沿い：津波災害特別警戒区域など
  - ・ 傾斜地：土砂災害特別警戒区域など 等
- ② 対象者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
  - ・ 重度の要介護や障がいのある者、人工呼吸器使用者等、自力での判断や避難が困難な者
- ③ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況
  - ・ 避難支援者が側にいない

## 作成の優先度が高いと判断⇒市町村が支援し個別避難計画作成

対応の流れ（一例）

【Step1】 庁内外における推進体制の整備、個別避難計画作成・活用方針の検討（共通）

- ・ 福祉や医療関係者等の参画を得て、取組を推進するための連絡会議等を開催することが望ましい

【Step2】 計画作成の優先度に基づき対象地区・対象者を選定（共通）

【Step3】 福祉や医療関係者等に個別避難計画の意義（目的、制度概要、作成の必要性等）や事例を説明

【Step4】 避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明

【Step5】 市町村における本人の基礎情報の収集、関係者との事前調整等

【Step6】 市町村、本人・家族、福祉や医療関係者等による個別避難計画の作成

- ・ 福祉や医療関係者等が当事者と避難についての対話、意見交換する
- ・ 関係者が一堂に会する地域調整会議を開催することが望ましい
- ・ 本人の心身の状況等によっては、本人宅で情報共有、調整を行うことも考えられる

【Step7】 作成したら終わりではなく実効性を確保する取組を実施

- ・ 避難支援等関係者への計画の提供、更新、本人の状況等に応じた訓練の実施等を継続的に実施

## 作成の優先度が相対的に高くないと判断⇒本人・地域が記入し個別避難計画作成

対応の流れ（一例）

【Step1】 庁内外における推進体制の整備、個別避難計画作成・活用方針の検討（共通）

【Step2】 計画作成の優先度に基づき対象地区・対象者を選定（共通）

【Step3】 福祉や医療関係者等に個別避難計画の意義（目的、制度概要、作成の必要性等）や事例を説明

【Step4】 避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明

【Step5】 本人・地域による個別避難計画の作成

- ・ 地区でのマイ・タイムラインや地区防災計画の取組は個別避難計画と相乗効果が期待される

【Step6】 作成した個別避難計画を市町村に提出、市町村が確認

【Step7】 作成したら終わりではなく実効性を確保する取組を実施

- ・ 避難支援等関係者への計画の提供、更新、本人の状況等に応じた訓練の実施等を継続的に実施

上記のステップは先行自治体を参考に作成。今後のモデル事業を基に改訂の可能性あり